

全苗連だより

Vol. 49 (8月号)

平成30年8月9日

発行：全国山林種苗協同組合連合会

Tel.03-3262-3071 Fax.03-3262-3074

第4回全苗連生産者の集い

晴れの国おかやまでお待ちしております

岡山県山林種苗協同組合

理事長 難波 芳英

このたびの西日本豪雨により被害を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

「第4回全苗連生産者の集い」を全国山林種苗協同組合連合会との共催で、平成30年9月6日(木)～9月7日(金) 岡山コンベンションセンター(岡山市北区駅元町)及び岡山県内の現地(研修)において開催いたします。

大会初日(6日)は岡山コンベンションセンターにおいて13時30分より平成29年度全国山林苗木品評会入賞者、平成30年度山林種苗等生産事業功労者等の表彰が行われます。



瀬戸内海の島々

続いての講演では、これからの苗木生産は花粉対策を図り、少花粉品種の増大が期待されていることから「少花粉品種の定着」と題して岡山県農林水産総合センターの西山嘉寛特別研究員に講演をお願いしています。

活動状況報告は岡山県の苗木生産者が活動報告を行い全国の苗木生産に携わる皆様と活発な意見交換を期待しています。

更に、全国の苗木生産者の方々が大いに「語り合い」交流を深めてもらう「交流の場」を設けることとしています。

また、会場のスペースを活用して、苗木からバイオマスまでを解り易く、また岡山の林業を知っていただく「場」として実物、パネル展示を予定しています。

大会2日目(7日)の現地研修は2コースを設定しています。

○岡山県の南方面コース

苗木づくりから一瞬離れていただき気分転換を図っていただくコースとしました。

- ・日本三名園の1つに数えられる大名庭園の後楽園
- ・天領として栄えた商都の面影が今も息づいている倉敷美観地区
- ・瀬戸内海国立公園の多島と瀬戸大橋を眺めてもらう鷺羽山

○岡山県の北方面コース（岡山県の林業地である。）

苗木づくりから始まり「伐って、使って、植えて・育てる」林業サイクルを体験するバイオマス勉強コースとしました。

- ・真庭地区のバイオマスツアー バイオマス発電所の見学等
- ・西日本屈指の高原リゾート地である蒜山（ひるぜん）高原



桃太郎

岡山にきんちゃい。（岡山に来てください。）

消費税の軽減税率制度に向けての準備は進めていますか。

～平成31年（2019年）10月から軽減税率制度が
実施されます～

農林水産省 経営局 総務課調整室

1. 消費税の軽減税率制度の実施

平成31年（2019年）10月から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、低所得者への配慮として、飲食料品（外食・酒類を除く）と新聞（週2回以上発行される定期購読契約に基づくもの）の譲渡については、税率を8%とする「軽減税率制度」が実施されます。さらに、その4年後の平成35年（2023年）10月には「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

軽減税率の対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する「食品」であり、人の飲用または食用に供されるものをいいます。軽減税率が適用されるか否かの判定は、「売り手」である事業者が「販売時点」で行うこととなります。

軽減税率制度の実施後においては、日々の業務で①仕入先から交付を受けた請求書等に記載された適用税率の確認、②必要な事項を記載した請求書等を売上先に交付、③毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿に記帳するなど対応する必要があります。

2. 仕入税額控除のために必要な請求書等

軽減税率制度の運用において、仕入税額控除を事業者が行うためには請求書の記載事項の変更も必要になります。具体的には、現行の仕入税額控除の方式に代え、平成31年（2019年）10月から平成35年（2023年）9月までは、区分記載請求書等保存方式、平成35年（2023年）10月からは適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

軽減税率制度の実施から4年間は、区分記載請求書等保存方式で仕入税額控除ができますが、インボイス制度導入を見越して、事業者の中にはレジの更新や受発注システムの改修を考えている方もおられると思います。

区分記載請求書等保存方式では、現行の請求書の記載事項に加え、軽減税率の対象品目である旨、税率ごとに合計した対価の額（税込）を記載した請求書等の保存が必要となります。なお、免税事業者も区分記載請求書等を交付することができ、免税事業者からの仕入れも、仕入税額控除ができることとなっています。

インボイス制度導入後、適格請求書を交付できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である適格請求書発行事業者のみとなります。適格請求書とは、「売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」です。適格請求書の記載事項には、区分記載請求書等の記載事項に①登録番号、②税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率、③税率ごとの消費税額等を追加する必要があります。

3. 適格請求書発行事業者登録制度

適格請求書を発行できる事業者になるためには、平成33年（2021年）10月以降、税務署長に「登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。インボイス制度導入の平成35年（2023年）10月から登録を受けるためには、原則として平成35年（2023年）3月までに登録申請書を提出する必要がありますので注意して下さい。

4. 最後に

軽減税率制度の実施まであと1年2ヵ月を切りました。事業者の皆様には、事業者支援措置（受発注システムの改修等の経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」）も活用しながら計画的に準備を進めていただくようよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

■本稿について：農林水産省 経営局 総務課調整室 TEL 03-3501-1384

■消費税の軽減税率制度について（国税庁）：

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

■軽減税率対策補助金について（軽減税率対策補助金事務局）：<http://kzt-hojo.jp/>

【参考】全苗連HPの「会員向けページ」に以下の資料を掲載しました。

資料1__軽減税率制度の対象品目

資料2__適格請求書等保存方式の導入

全苗連からのお知らせ

- 平成30年度全国山林苗木品評会の表彰年度区分が従前の例から変更になりました。農林水産祭表彰年度区分の見直しに合わせて措置するもので、平成30年8月1日～平成31年6月30日(第58回)となります。第59回以降は、当該年の7月1日～翌年6月30日となります。
- 全苗連事務局は8月13日～17日をお盆休みとしますので、ご理解をお願いいたします。

全苗連・苗組の行事予定

- ～H31. 3 ①コンテナ苗生産未経験者を対象とした研修会の実施 ②コンテナ苗生産に新規参入後、間もない事業者を対象とした研修会の実施 ③コンテナ苗生産経験者を対象とした巡回指導の実施 ④造林者等を対象としたコンテナ苗の植栽に関する研修会の実施 ⑤その他研修会の実施等 ⑥種苗の需給情報等を共有する取組 実施者;全苗連、都道府県苗組
- 8月3日 林業分野における外国人材の受入れについての意見交換会(林野庁)
- 8月6日 全苗連生産者の集い実行委員会(岡山コンベンションセンター)
- 8月23日 全苗連・滋賀県山林種苗協同組合共催コンテナ苗生産研修会(滋賀県内)
～24日
- 8月28日 長野県山林種苗協同組合通常総会(ホテル メルパルク長野)
- 9月6日 全苗連生産者の集い(岡山コンベンションセンター)
～7日
- 10月11日 全苗連・福島県農林種苗農業協同組合共催コンテナ苗生産現地検討会(福島県南相馬市)
～12日
- 11月9日 全苗連関東地区協議会(静岡県)
- 11月15日 近畿地区林業用種苗需給調整協議会(滋賀県)
- 11月21日 九州地区林業用種苗需給調整協議会(大分県)
- 11月22日 九州苗連協議会総会(大分県)
- 11月29日 東北・北海道地区林業用種苗需給調整協議会(新潟市 朱鷺メッセ)